

国立大学法人大阪大学休職者給与の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、国立大学法人大阪大学に勤務する教職員が、国立大学法人大阪大学教職員就業規則第14条第1項第4号又は国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則第12条第1項第4号の規定等により、休職となった場合の給与について、国立大学法人大阪大学教職員給与規程第41条、国立大学法人大阪大学年俸制教職員給与規程(以下「年俸制給与規程」という。)第21条、国立大学法人大阪大学新年俸制教職員給与規程(以下「新年俸制給与規程」という。)第37条、国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程第40条、国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程(以下「任期付年俸制給与規程」という。)第23条、国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程(以下「任期付新年俸制給与規程」という。)第36条及び国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程(以下「特任等教職員給与規程」という。)第21条の規定に基づき、その支給基準を定めることを目的とする。

(支給基準の原則)

第2条 教職員が職務に関連があると認められる学術上の調査研究又は公的な機関の業務に従事する場合における休職者給与の支給基準は、次のとおりとする。

- (1) 外国又は国内において学術上の調査研究等に従事する場合に当該研究機関等から支給される学資金又は報酬等の年額を12で除した金額(以下「報酬等月額」という。)が、その者の休職の期間の初日の前日に受けていた基本給(新年俸制給与規程又は任期付新年俸制給与規程の適用を受けるものについては、基本年俸の12分の1に相当する額)、基本給の調整額(新年俸制給与規程又は任期付新年俸制給与規程における教職員基本新年俸表(一)の適用を受けるものについては、基本年俸の調整額の12分の1に相当する額)、地域手当、扶養手当及び住居手当の合計額(年俸制給与規程又は任期付年俸制給与規程における教職員基本年俸表(一)の適用を受ける者については、基本年俸及び基本年俸の調整額のそれぞれ12分の1に相当する額、年俸制給与規程における教職員基本年俸表(二)又は特任等教職員給与規程の適用を受ける者については、基本年俸の12分の1に相当する額、以下「基本給等の月額」という。)と同額であるか、これを上回るときは、給与を支給しないことができる。
- (2) 報酬等月額が基本給等の月額を下回るときは、その差額の範囲内で給与の支給額を決定することができる。

(支給割合)

第3条 前条第2号の規定に該当する場合には、次の各号に掲げる基準により、その支給割合を決定する。

- (1) 報酬等月額と基本給等の月額との差額のその者の休職の期間の初日の前日に受けていた基本給と基本給の調整額の合計額(以下「基本給月額」という。)に占める割合が、10%以下の場合 100分の10
 - (2) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、10%を超え20%以下の場合 100分の20
 - (3) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、20%を超え30%以下の場合 100分の30
 - (4) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、30%を超え40%以下の場合 100分の40
 - (5) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、40%を超え50%以下の場合 100分の50
 - (6) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、50%を超え60%以下の場合 100分の60
 - (7) 報酬等月額と基本給等の月額との差額の基本給月額に占める割合が、60%を超える場合 100分の70
- 2 前項各号に掲げる報酬等月額は、当該研究機関等の発行する証明書をもって、これを決定するものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

(統合に伴う経過措置)

- 2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学に在職しており、統合により国立大学法人大阪大学に身分を承継された教職員のうち、第1条にいう「教職員」に該当する者については、次表に定めるところにより、所要の経過措

置を講ずるものとする。

該当条項	経過措置の対象者	経過措置の内容	経過措置の期間
第2条	施行日の前日において国立大学法 人大阪外国語大学職員給与規程第 20条第6項に定める給与の支給要 件を満たし、施行日においても引 き続き当該要件を満たす者	従前の例による。	当該休職期間（延長期間を 含む。）

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年6月16日から施行する。